

政策②

誰もがいつまでも輝いて生きるまちづくり

施策(5) 障がいの理解を深め障がい者の生活自立を支援する

▶ 施策がめざすべき方向性

障がいのある人が地域の中であたりまえに暮らせるノーマライゼーションがいきづくまちづくりを進めます。住民一人ひとりの障がいへの理解を深めるとともに、障がいのある人の生活に必要な支援を行います。

▶ 施策の現状

内 容

- 障がいのある人が、安心して地域で生活していけるように、障がい者地域生活支援センター、日野町社会福祉協議会、学校等関係機関と連携して、対応しています。また、東近江圏域障害児(者)サービス調整会議※を開催し、広域で課題の解決を図っています。
- 障がいの早期発見・早期支援のため、乳幼児健診を通して、早期の相談指導を行っています。
- 年齢や発達程度など、個々の状況に応じた支援や適切な療育が受けられるよう、早期療育事業「くれよん」を実施しています。
- 福祉医療費助成制度をはじめとした障がい者に対する医療費助成により、経済支援をしています。
- 特別支援学級対象の児童・生徒だけでなく、通常学級に通う発達障がいなど、支援の必要な子どもたちに目を向けた指導や、通常学級での指導の工夫をするとともに、通級指導教室を設置しています。
- 特別支援教育コーディネーターを中心として、学校、幼稚園で特別支援教育に取り組んでいます。
- 就学指導において、就学指導委員会、保育所や幼稚園、学校、保護者、子育て・教育相談センターなどが連携して、よりよい就学に向け取り組んでいます。
- 一人ひとりに決め細やかな支援を行うため、特別支援教育支援員を各校に配置し、課題のある児童へ対応しています。
- 障害者雇用促進法に基づく障がい者雇用について、企業事業所台帳の調査時や企業内人権啓発による企業訪問において、啓発しています。

※東近江圏域障害児(者)サービス調整会議：東近江地域に居住する身体・知的・精神・発達等の障がいのある人が、地域で安心して生活できるように、福祉・保健・医療・教育・労働等の行政をはじめ、事業者などの関係機関が一体となって支援し、サービスや機能を総合的に調整・推進し、自立と社会参加を促進し、権利擁護の推進をすることを目的とした組織のこと。障害者自立支援対策法に基づく、自立支援協議会を兼ねている。

▶ 施策の課題

内 容

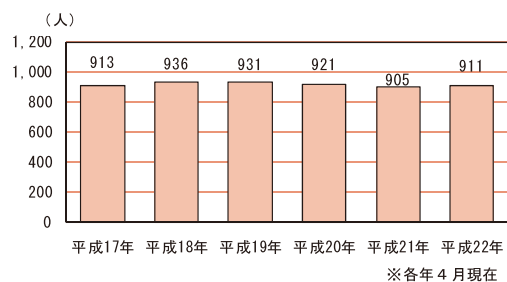
- 地域で生活するさまざまな障がいのある人への正しい理解と認識を深めることが必要です。
- 就学前から就労まで、生涯を通じた一体的な支援を行う必要があります。
- 生活の場、日中活動の場、マンパワーなど、地域で生活していくための障がい福祉サービスの充実が必要となっています。
- 障がいのある人が、地域の人々と同じようにライフステージに応じて、必要なことが学べるような学習機会の提供が必要となっています。
- 災害などの緊急時に、配慮が必要な要援護者への支援体制の整備が必要です。
- 特別支援を必要とする児童・生徒の増加と多様化に対応するため、教職員の研修機会の確保と特別支援教育支援員の充実が必要となっています。
- 障がいのある人の雇用について、職業安定所や福祉関係機関との情報の共有や連携とともに、障害者雇用促進法に基づく障がい者の雇用義務について企業等の理解促進が必要です。

▶ 主な事業・取り組み

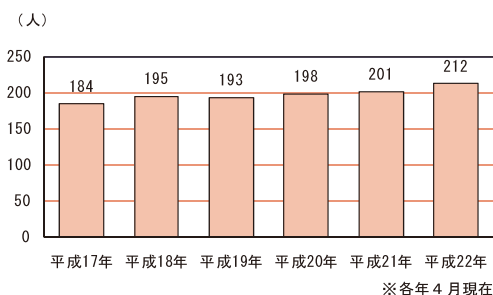
内 容

- 1) 障がいのある人への理解と認識を深めるため、あらゆる機会を捉えて啓発します。また、障がいのある人を支援する事業へのボランティア参加を促進します。
- 2) 障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、早期療育事業や相談事業とともに、相談支援事業所などの社会福祉法人等も含め、保健・福祉・教育などの関係機関が連携し、乳幼児期から成人期まで生涯を通じた支援体制の整備を推進します。また、福祉医療費助成制度により、医療費助成を行います。
- 3) 障がいのある人が地域や就労、社会参加などにおいて、自分らしくいきいきと暮らし続けられるよう、障がい福祉サービスを充実します。また、障がいのある人の個性やライフステージに応じて、医療や保健、福祉、教育などのサービスが効果的に受けられるよう、東近江圏域障害児（者）サービス調整会議により、総合的な調整を行います。
- 4) 障がいのある人の生活支援・就労支援などを担う、専門的な人材育成を図ります。
- 5) 障がいのある人などの災害等の緊急事態に対応できる、仕組みづくりを進めます。
- 6) 発達障がいの早期発見・早期対応と保護者理解や保護者支援を進め、二次障がいの防止に努めます。
- 7) 保育所や幼稚園、学校、保護者、日野町子育て・教育相談センターなどが連携を進め、障がい児教育を推進します。
- 8) 特別支援教育支援員の充実と特別支援教育の研修に努めることにより、教職員の対応能力の向上と障がいへの理解を図ります。
- 9) 障がい者雇用の促進と安定のため、企業協議会やハローワーク等関係機関と連携し、就業機会の確保に取り組みます。また、障がい者雇用の理解を得るため、啓発活動を行います。

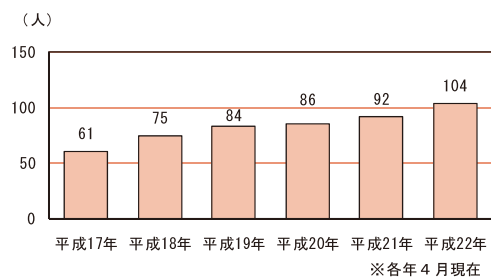
身体障害者手帳交付数



療育手帳交付数



精神保健福祉手帳交付数



政策②

誰もがいつまでも輝いて生きるまちづくり

施策(6) いきいきとして長生きできる環境をつくる

▶ 施策がめざすべき方向性

年齢を重ねても、生涯にわたり、誰もが輝き続けることができるよう知識や経験・技能を活かすことができる機会づくりを進めます。

▶ 施策の現状

内 容

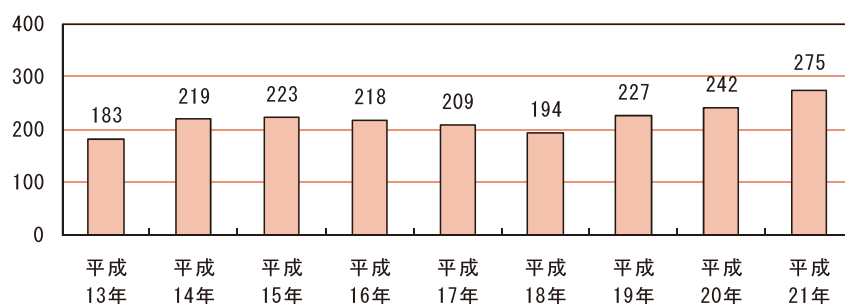
- 老人クラブ連合会では、シルバー大学などの学習やスポーツ大会などの活動が行われています。また、各字の単位老人クラブでは、奉仕活動、友愛活動、健康づくりなど集落内の会員の交流が行われています。
- 高齢者の生きがいや働きがいを支える、シルバー人材センターの運営を支援しています。
- 公民館等では、セミナー開催やサークル活動など高齢者の学習活動をサポートし、個人の持つ知識を活かせる場を提供しています。また、文化祭や各種事業では、個人作品の展示や活動の発表の場を設けています。
- 国民年金制度の意義・仕組みなどについて、広報やホームページなどで広く周知啓発を図るとともに窓口相談に努めています。

▶ 施策の課題

内 容

- 各種学習活動、趣味・レクリエーション活動やボランティアなど、老人クラブの自主的な活動を促進する必要があります。
- シルバー人材センターの活用を促進し、高齢者の生きがいづくりと社会参加を図る必要があります。
- 団塊の世代や高齢者の豊富な知識や経験を活かし、地域社会への参画を通じた自己実現を図る場や世代間交流の充実が必要です。
- 国民年金制度への理解とともに、専門的な相談への対応が必要となっています。

シルバー人材センター登録会員数

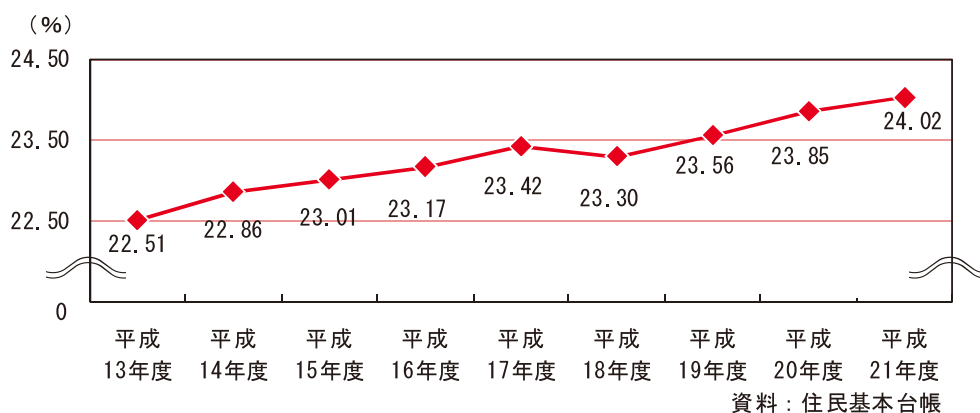


▶ 主な事業・取り組み

内 容

- 1) 老人クラブの自主的な活動の育成・強化とともに、高齢者のボランティア・NPO活動や地域づくりへの参画を支援します。また、シルバー大学やおたっしや教室（転倒骨折防止教室）、サロン事業など、高齢者の生きがいと健康づくりを推進します。
- 2) シルバー人材センターの活動を住民に広く周知し活用することで、高齢者の能力を活かした生きがいの充実と社会参加を促進します。
- 3) 団塊の世代や高齢者自身の豊富な知識や経験を活かせる場や、それを継承できるような世代間交流の場の拡充に努めます。
- 4) 国民年金制度について、引き続き、広報や町ホームページなどで周知啓発を図るとともに、国および日本年金機構と連携し、専門的な相談に対応します。

高齢化率



シルバー大学

政策②

誰もがいつまでも輝いて生きるまちづくり

施策(7) 支えあい・見守りの介護を進める

▶ 施策がめざすべき方向性

高齢者や認知症の人が住み慣れた地域で安心して、健康でいきいきと暮らすことができるよう、介護予防や介護サービスを充実するとともに、地域でのあたたかい見守りができるよう介護への理解を深めます。

▶ 施策の現状

内 容

- 介護保険制度について、広報をはじめ、説明会や介護支援専門員などにより、周知を図っています。
- 介護が必要な高齢者には、関係機関と連携し介護サービスを提供しています。
- 地域で実施するおたっしや教室の開催や運動を指導する、ボランティア（運動指導サポーター）を養成しています。
- 地域包括支援センターでは、高齢者やその家族に対する相談や介護予防ケアマネジメントなど、総合的な相談を行っています。
- 介護保険事業計画に基づき、小規模多機能型居宅介護事業所や認知症対応型通所介護事業所を整備し、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができるよう、地域密着型サービスを提供しています。
- 社会福祉協議会や地区社会福祉協議会事業により、民生委員児童委員、福祉協力員が連携を図りながら、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の見守り活動や、緊急通報装置の設置、配食サービスなどを行っています。
- 認知症の啓発を進めるため、地域・学校・職域などで、サポーターの養成を推進しています。

▶ 施策の課題

内 容

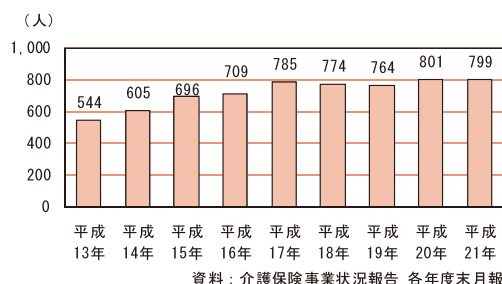
- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯は、今後も増加することが予想される中で、高齢者が地域で孤立することのないよう、日常生活の支援が必要な高齢者に対する、見守り活動の充実が必要です。
- 支援を必要としている高齢者を把握するため、地域と連携した情報収集が必要です。
- 地域の特性を活かし、地域全体で介護予防に取り組む必要があります。
- 地域住民が認知症に対する正しい知識を持ち、家族や地域住民による支えあいや見守りが必要となっています。
- 要介護状態等の高齢者が安心して過ごすことができるよう、施設や住宅の整備とともに、家庭・地域の介護力の強化が必要となっています。
- 高齢者を介護している家族介護者への支援が必要です。
- 地域密着型サービスを充実するため、サービスを提供する施設整備が必要です。

▶ 主な事業・取り組み

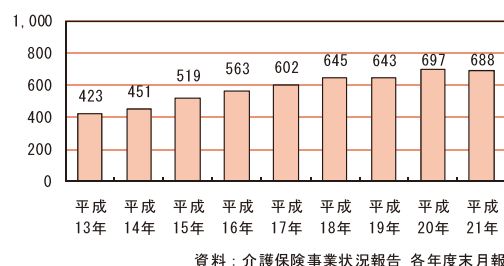
内 容

- 1) 支援が必要となった方が、自宅にいながらにして、見守りや介護・医療などを受け、地域で安心して暮らせる住環境の整備に努めます。
- 2) 閉じこもりやひとり暮らしなど、支援の必要な高齢者が、適切な支援が受けられるよう、民生委員児童委員・福祉協力員・字福祉会などと連携を強化し、見守り活動を促進します。
- 3) 介護予防事業では、可能な限り地域で自立した暮らしができるよう、運動・栄養・口腔機能などの維持向上を目的としたプログラムをボランティアとともに進めます。また、地域に対して、介護予防に関する知識の普及・啓発やおたっしや教室など、自主的な活動の育成・支援を保健や福祉と連携しながら推進します。
- 4) キャラバンメイトや認知症サポーターの拡大とともに、認知症に関する正しい知識など、住民への啓発活動を推進します。
- 5) 高齢者が住み慣れた地域において、必要に応じて保健・医療・介護などのサービスを利用しながら、安心して生活することができるよう、地域包括支援センターなどの高齢者に関する総合相談体制の充実と、医療機関や社会福祉施設、社会福祉協議会などの関係機関との連携・協力の体制整備に努めます。
- 6) 高齢者を介護している家族の負担を軽減するため、介護方法・予防、健康づくり等の支援に努めます。
- 7) 要介護状態になっても出来るだけ住み慣れた地域での生活を支援し、尊厳を支えるケアの確立を図るため、地域密着型サービスの提供施設を整備するとともに、地域に密着した支援を継続的に進めます。

介護保険要介護（要支援）認定者数



介護給付受給者数



おたっしや教室

政策③

“助けられたり助けたり” おたがいさまのまちづくり

施策(8) 身近な地域の福祉活動を進める

▶ 施策がめざすべき方向性

地域や集落における地域福祉活動を進め、見守り支えあい、おたがいさまの助けあいの地域づくりを進めます。

▶ 施策の現状

内 容

- 民生委員児童委員活動は、地域の相談役、人とのつなぎ役として定着しています。
- 福祉協力員は、地域における福祉のリーダー・地域の担い手として活動されています。また、各地区社会福祉協議会が公民館を活用し、地域福祉活動に取り組まれています。
- 社会福祉協議会、福祉団体との連携を図り、「地域福祉・健康づくり計画」や「地域福祉活動計画」に基づき、福祉のまちづくりを推進しています。

▶ 施策の課題

内 容

- 地域社会の人と人のつながりが希薄化する中、助けられたり、助けたりのおたがいさまの意識を高める必要があります。
- 災害時の要援護者の把握や生活の課題・問題の共有などにより、地域の中で助けあえる体制が必要となっています。
- 地域福祉を推進する社会福祉協議会の体制の充実が必要となっています。

福祉協力員人数

年度	人数
4・5	224
6・7	271
8・9	327
10・11	357
12・13	400
14・15	413
16・17	414
18・19	421
20・21	412
22・23	419

*人数は任期スタート時点（4月）任期2年

▶ 主な事業・取り組み

内 容

- 1) 助けられたり助けたりというような、おたがいさまの意識を高める啓発に努めます。
- 2) 自治会などにおいて、地域のマンパワーとして、福祉協力員の活躍の場を広げ、地域福祉の中心を担える体制づくりを推進します。
- 3) 社会福祉協議会や地区社会福祉協議会などとともに、地域福祉の担い手と連携を図り、助けあいの地域づくりを推進します。
- 4) ボランティア活動への理解と参加を推進し、地域の福祉活動の担い手を育成します。
- 5) 要援護者の情報共有については、個人情報やプライバシーに配慮しつつ、地域の中で助けあえる体制づくりを推進します。
- 6) 社会福祉協議会への地域福祉活動計画の推進を担当する専門職員の配置を継続しつつ、地域に定着した活動のために、必要な組織づくりを推進します。



政策③

“助けられたり助けたり” おたがいさまのまちづくり

施策(9) 安心して暮らせるしくみづくりを進める

▶ 施策がめざすべき方向性

生活困窮、DVや虐待、ひきこもり等に対する、セーフティネットの整備と支援の体制づくりを進め、どのような状況にあっても、人間らしく尊重され、暮らすことができる仕組みづくりを進めます。

▶ 施策の現状

内 容

- 派遣切りによる失業やさまざまな要因による生活相談者に対して、東近江健康福祉事務所、ハローワーク、社会福祉協議会などの関係機関との連携を図り、自立につながる就労支援をしています。
- 健診や戸別訪問などを通じて、早期に相談・支援につなげることで、虐待等の未然防止に努めています。また、相談や通告があった場合は、子どもの安全確認を行うとともに、彦根子ども家庭相談センターや東近江健康福祉事務所などの関係機関でつくる要保護児童対策地域協議会（子ども家庭支援調整会議）の場で協議や対応をしています。
- 県内各保健所には、ひきこもり相談窓口が、県立精神保健福祉センターにひきこもり支援センターが設置されており、町においても、ひきこもりの問題を家族で抱え込んでいる家族からの相談に対応しています。
- 20 歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭に対して、子育てをはじめとする日常生活や就業など、総合的な相談に応じるとともに、福祉医療費助成事業を実施し、経済支援をしています。
- 社会的弱者の権利を擁護するため、社会福祉協議会で地域福祉権利擁護事業を行っています。また、地域包括支援センターなど行政の窓口で成年後見制度の相談に対応しています。

▶ 施策の課題

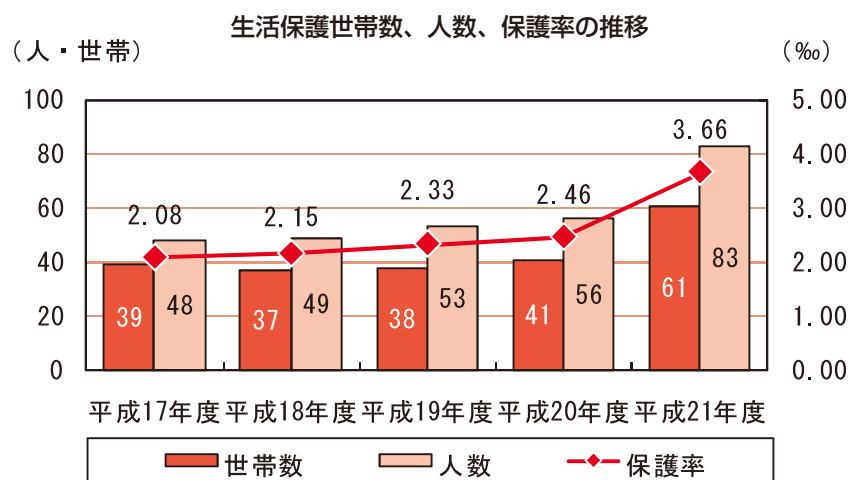
内 容

- 低所得者については、生活状況の把握に努め、それぞれの世帯の状況に合わせた就労指導等、自立に向けた支援が必要です。
- 核家族化の進展や地域の人間関係の希薄化により、子育てに悩みをかかえる保護者が増えています。
- 家庭の中で起こっている虐待は、発見や対応が難しいことから、地域社会全体でサポートすることにより虐待の早期発見・対応につながるよう、住民の意識づくりに取り組む必要があります。
- ひきこもりに関する正しい情報や相談窓口等の周知が必要です。また、ひきこもりの支援機関との連携とともに、個々に応じた対応が必要となっています。
- ひとり親家庭に身近な相談者としてのひとり親家庭福祉推進員の存在や、各種相談・支援体制を周知する必要があります。
- 地域福祉権利擁護事業の利用者の増加とともに、対応の専門性が求められています。また、成年後見制度の担い手になる後見人の確保が必要です。
- 改正 DV 防止法に基づく DV 防止・被害者保護への対応を検討する必要があります。

▶ 主な事業・取り組み

内 容

- 1) 低所得者に対して、就労支援や貸付制度、各種助成制度を活用した相談支援を行います。また、生活保護世帯に対しては、東近江健康福祉事務所と連携し、定期的に訪問や面接を実施し、生活状況を把握したうえで、年齢や環境の変化に伴う適切な時期での就労を促すなど、自立に向けて援助します。
- 2) 子育てに悩みを抱く保護者が、安心して相談できる場の提供や家庭相談員等の訪問により育児を支援します。また、子どもに関わる機関が、未然防止や早期発見、早期発見後の対応も含めた役割を担うことから、彦根子ども家庭相談センターや東近江健康福祉事務所などの関係機関との連携を図り、きめ細やかな対応と適切な支援が出来るよう、総合的な支援体制を整備します。
- 3) 地域では、子どもを虐待からまもるメッセージリボンである、オレンジリボンを活用し、社会全体で地域の子どもを見守り、育てていくことの重要性を啓発します。また、高齢者虐待の予防や早期発見・対応ができるよう、地域住民や関係機関への啓発を行い、支援体制の整備を図ります。
- 4) ひきこもり本人や家族にひきこもりに関する正しい情報が届くように、相談窓口等の周知を図ります。また、ひきこもり支援には、さまざまな分野における関係者との役割や機能を明確にする中で連携し支援します。
- 5) 母子自立支援員やひとり親家庭福祉推進員などと連携を図りながら、制度や事業の周知を行い、適切な支援へとつなげます。
- 6) ひとり親家庭が安心して医療を受けられるよう、福祉医療制度を継続します。
- 7) 権利擁護事業の広がりや成年後見制度を進めるにあたり、住民がそれぞれの立場で地域福祉の担い手になれるよう、地域の中での「共助」の仕組みづくりを進めます。
- 8) 「日野町男女共同参画行動計画～ひのパートナープラン21～」などに、DV 防止・被害者保護に関する事項を位置づけ、その対応に努めます。



※数値はそれぞれの年度の3月31日現在

※保護率は千分率（受給者÷当該年度の3月1日現在の人口×1000）で算出しています。